

偽造その他無権限キャッシュカード等取引に関する英米仏等の法制について

2005年3月4日

岩原紳作

(1) アメリカ

(ア) 1978年連邦電子資金移動(EFT)法909条(50ドル・ルール)の内容

消費者(個人)の口座に借方記帳・貸方記帳がなされる全ての「電子資金移動」に適用される。「電子」とは、コンピューター、電話、電子端末、磁気テープ等、電磁的方法によって開始される場合全てをさす。「資金移動」とは、預金の引出・預入・振込・振替等、金融機関における口座につき、借方記帳(引落)又は貸方記帳(入金記帳)がなされる全ての取引をさす。従って、キャッシュカードやATMカードによる預金引出や振込、インターネット・バンキング等が典型的な適用対象となるが、わが国のいわゆる口座の自動引落等にも適用される(12 U.S.C. § 1693a)。

同法の50ドル・ルールの内容は次のようなものである。消費者以外の者が無権限で消費者の口座から電子資金移動を行う無権限資金移動については(当座貸越を含む)、消費者の負担は、消費者がカード等の紛失・盗難を知った後2営業日終了前に生じた損失については50ドルまでに限定される。2営業日終了後期間計算書交付から60日経過前に生じた資金移動については、2営業日以内に通知していれば生じなかった損失を更に450ドルまで消費者が負担し、60日終了後は60日以内に通知していれば生じなかったであろう損失全てを消費者が負担しなければならない。これら消費者の通知遅延による損失の立証責任は銀行にある。偽造ATMカードによる引出・振込だけでなく、盗難ATMカードや紛失したATMカードによる引出・振込による損失でも、消費者の損失は原則として50ドルに限定されるわけである。これは消費者に過失があるか否かに関わらない。但し、カード・暗証番号等を消費者から与えられた者が取引を行ったり、消費者と通謀した者が詐欺の意思で取引した場合は、別である。以上の消費者の責任要件についての立証責任は全て金融機関にある(12 U.S.C. § 1693g)。

非消費者資金移動取引(振込)に関しては、UCC4A-201~203条が適用され、取引上合理的なセキュリティ手続が合意されそれが仕向銀行により履践されていれば、原則として無権限取引の損失は振込依頼人が負担するのが原則とされる。但し、顧客のために行う義務ある者、顧客の送信施設へのアクセスができる者、又は顧客の支配する源からセキュリティ手続を破る情報を得た者によって無権限取引が引き起こされたものでないことを、顧客が立証すれば、仕向銀行が損失を負担する。ドイツの支配領域説に近い考えと言える。

(イ) 50ドル・ルール制定の背景

電子資金移動が導入される以前は、小切手による預金の払出や送金・支払が中心。電子資金移動の導入により新たな無権限取引への法適用が問題となる。預金者は自らに過失があるときのみ無権限取引の損失を負担するというのが、小切手の支払に関する判例や州制定法であった。

そこでこのような法の欠陥に対応するため、連邦議会が連邦消費者保護法の一部としての連邦EFT法の立法に着手。銀行界は、小切手と同様の預金者は過失があった場合に無権限取引による損失を負担するというルールを採用を主張(預金者に過失がなければ、銀行が自らは過失がなくとも損失を負担)。これに対し消費者グループが、クレジットカードにつき既に導入されていた50ドル・ルールを電子資金移動にも導入するよう主張し、議会がこれを受け入れた。その理由は、50ドルの限度で消費者が責任を負うことにより、消費者には自分のカードと暗証番号を注意して守りカードの喪失を銀行に知らせる経済的な誘因は確保できる。銀行はそれ以上の損失を負担することによって安全なEFTシステムを開発する誘因を銀行に与える。クレジットカードにおける50ドル・ルールや一部州のEFTに関する50ドル・ルールがうまくいっている。過失基準はあいまいで訴訟が頻発し、その間、消費者が資金を利用できなくなる、等である。

(2) イギリス

イギリスの銀行界は、キャッシュカードの無権限使用に関する顧客の責任につき、次のような自主規制ルールを設けている。即ち、カードを紛失したり盗まれたりしたのではなく、カード保有者の許可なく使用された場合、つまり偽造キャッシュカードによる引出のような場合は、カード保有者は一切支払義務を負わない。カードを受け取る前に無権限使用された場合も同様である。カードを紛失したり盗まれたり、誰かに暗証番号を知られたりして、そのことを銀行に通知する前に誰かがカードを使用したときは、顧客の損失負担は、事故を銀行に通知する以前の50ポンドまでに限定される。但し、顧客に詐欺的行為があったり、顧客が相当な注意を払わなかったことを、銀行が立証した場合は、この限りではない(British Banker's Association, the Building Societies Association, Association for Payment Clearing Services, The Banking Code, para. 14.8)。

(3) カナダ

カナダの銀行界も、以下のような自主規制ルールを定めている。即ち、顧客がキャッシュカードの無権限使用による損失を負担するのは、顧客がカードの無権限使用に寄与したときに限られる(The Canadian Code of Practice for Consumer Debit Card Services of 1992 (rev. Feb. 1996) § 5)。例えば、顧客自身が暗証番号を開示したり、カードに暗証番号を記載したり、カードの側に暗証番号の記録をする分かる形で残しておいたり、カードの紛失等を銀行にすぐ知らせなかった場合等である。

(4) オーストラリア

証券投資委員会の規則であるEFT行為基準は、キャッシュカードの無権限使用につき次のように定めている。第一に、カード保有者が損失に寄与していないことが明確な無権限取引から生じた損失は、カード保有者に一切責任がない。例えば、偽造カード・取消カード・重複過誤引落等による損失や、発行したカードがカード保有者によって受け取られたことをカード発行者が立証で

きない場合等には、カード保有者に責任はない。これに対し、カード保有者が無権限取引から生じた損失に寄与した場合、例えば、カード保有者が、暗証番号を自ら開示したり、カードの上に暗証番号を表示したり、カードと共に暗証番号を喪失したり、盗取されたことに責任がある場合等には、カード保有者はカード発行者への通知以前に発生した損失を負担する。但し、カード・口座の取引限度額又は口座残高の範囲に、損失負担額は限定される。正しい暗証番号によってアクセスがされたというだけでは、カード保有者が損失に寄与した決定的証拠とはされない。他方、カード保有者が損失に寄与したか否か明確でない場合には、カード保有者の責任は、50オーストラリア・ドル以下で口座残高内の実損額に限定される(The Electronic Funds Transfer Code of Conduct § 5.2-5.7)。

(5) フランス

2001年通貨財務法典L. 132-4条1項によれば、ATMカード(預金引出および振込機能両方を含む)名義人の責任は、名義人のカードが物理的に利用されずに利用されることなく、別の場所において詐欺的な支払いが行われた場合は、生じない。同条2項によれば、ATMカード偽造の場合も、偽造カードによる操作がなされた時点で、カード名義人が本物のカードを物理的に占有していたときは、カード名義人の責任は生じない。同法典L. 132-5条は、ATMカードの詐欺的使用の場合、カード発行者は、カード名義人が負担した銀行の出費総額をカード名義人に払い戻すと定める。同法典L. 132-3条によれば、ATMカードの紛失又は盗難の場合、無権限使用による損失については、カード保有者は、自らに重大な過失がなく、速やかに支払拒絶の手続をとれば、150ユーロの限度でのみ損失を負担する。カード発行者は、カード名義人との契約で、支払拒絶の手続をとる期間をカード紛失後2日未満と定めることはできない(Code monétaire et financier, art.L.132-3~L.132-6 参照)。

なおわが国の民法478条は、フランス民法典1240条に倣って設けられた規定であるが、既に広く知られているように、誰が債権者かに法的争いがある場合の表見債権者への弁済を免責する規定であり、誰が債権者かに争いがなく、ただ債権証書を偽造して債権者になりすました者に支払った場合までも免責する規定ではない。このような解釈は今日でも維持されており、判例・学説も極めて限定的な場合にしか適用を認めていない。盗難・紛失カードによる無権限取引は勿論、まして偽造カードによる取引に適用されるようなことは全くない。

(6) EU

EU委員会は、キャッシュカード、クレジットカード、ホームバンキング、テレホンバンキング等の「電子支払手段」を紛失したり盗取された場合、保有者に重過失がない限り、保有者の損失負担を150ユーロに限定するという150ユーロ・ルールを採用を、1997年に加盟国に勧告した。(Commission Recommendation 97/489/EC of 30 July 1997 concerning transactions by electronic payment instruments and in particular the relationship between issuer and holder, OJ L 208, 2.8.1997, 52-58)。